

[事案 26-125] 契約無効請求

・平成27年1月28日 裁定終了

<事案の概要>

加入時に、支払われない「がん」があることは聞いていないとして、契約の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

申立人の知人が、「ボーエン病」（有棘細胞癌（表皮内癌））と診断され、昭和62年、昭和64年、平成6年に契約したがん保険にもとづきがん診断給付金を請求したが、約款で支払対象とする「悪性新生物」に該当しないことを理由に支払われなかった。

以下の理由により、本契約を無効としてほしい。

- (1) 契約申込時に「がんになれば保険金が支払われます」と説明を受けただけで、支払われない「がん」があることは聞いていない。
- (2) 契約申込時に、契約のしおりや約款は受け取っていない。

<保険会社の主張>

申立人が申込みにあたり、約款上のがんとは異なる支払事由を認識していたと認められる事実はなく、錯誤があったとは認められないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 募集時の説明について

- (1) 保険契約者が合理的な判断を行うために必要な契約内容について、募集人が説明義務を果たしたかが問題になるが、本契約は20年以上前に締結されていることから、募集人の説明内容については、関係者の事情聴取を実施しても、特段の証拠がない限り、現時点で明確にすることは困難と言わざるを得ず、申立人が主張する、募集人の説明内容を認めることはできない。
- (2) 契約のしおりや約款の交付についても、当事者の主張が異なり、真偽は明らかではなく、また、契約申込書には契約のしおり等の受領印が捺印されており、申立人がしおりや約款を受領したことを推測させる痕跡もあることから、申立人の主張を認めることはできない。仮に、約款が交付されていなかったとしても、それ自体は重大な問題だが、そのことによって契約の効力が左右されるものではない。

2. 錯誤無効について

保険商品の選択は契約者によって相当幅があるものの、通常人が、本契約において、約款上の「悪性新生物」に該当しない「がん」は給付金の支払対象とならないことを認識していれば、本契約に加入しなかったとまでは認められない。よって、申立人の錯誤を、「要素の錯誤」と認めることはできず、錯誤無効の主張は認められない。